

報告事項ア

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について、教育長の臨時代理により決定しましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

令和5年5月17日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

◇鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令について

1 訓令の改正理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正及び鳥取県個人情報保護条例の全部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 改正概要

(1) 別表第2 十一 公文書に関する事務 の一部改正

ア 個人情報に関する事務について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）及び鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）に基づく事務として規定

イ アに基づく根拠条文の整理

(2) 別表第3 四 鳥取県個人情報保護条例に関する事務 の一部改正

ア 個人情報に関する事務について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）及び鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）に基づく事務として規定

イ アに基づく根拠条文の整理

(3) 施行期日は、令和5年5月 日とする。



管理している個人情報ファイルに係るものに限る。)				
(2) 同法第82条の規定による保有個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の開示請求に対する決定、同法第83条第2項の規定による期間の延長の決定及び同法第84条の規定による期限の特例の適用の決定				
ア・イ 略				
(3) 同法第85条第1項及び第96条第1項の規定による事案の移送の決定（本庁組織が管理している保有個人情報に係るものに限る。）				
ア・イ 略				
(4) 同条例第14条第1項の規定による直ちに開示決定等を行う保有個人情報の決定	○			
(5) 同法第93条の規定による保有個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の訂正請求に対する決定、同法第94条第2項の規定による期間の延長の決定及び同法第95条の規定による期限の特例の適用の決定				
ア～ウ 略				
(6) 同法第101条				

係るものに限る。)				
(3) 同条例第14条の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の開示請求に対する決定、不存在通知及び期間の延長並びに同条例第18条の2の規定による開示請求を拒否する決定				
ア・イ 略				
(4) 同条例第18条の3第1項及び第24条の2第1項の規定による事案の移送の決定（本庁組織が管理している個人情報に係るものに限る。）				
ア・イ 略				
(5) 同条例第19条第1項の規定による口頭により開示請求ができる個人情報の決定	○			
(6) 同条例第23条第1項及び第2項の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の訂正請求に対する決定及び期間の延長				
ア～ウ 略				
(7) 同条例第24条				

<p>の規定による<u>保有個人情報</u>（本庁組織が管理しているものに限る。）の利用停止請求に対する決定、<u>同法第102条第2項の規定による期間の延長の決定及び同法第103条の規定による期限の特例の適用の決定</u></p>							
ア～ウ 略							
<p>(7) <u>同法第114条</u>の規定による提案の審査等（本庁組織が管理している個人情報ファイルに係るものに限る。）</p>							
	ア・イ 略						
略							

別表第3（第10条、第11条、第14条関係）

一般の事務に関する事務処理権限

事項	事務処理権限の区分
----	-----------

<p>の6第1項及び第2項の規定による<u>個人情報</u>（本庁組織が管理しているものに限る。）の利用停止請求に対する決定及び期間の延長</p>							
ア～ウ 略							
<p>(8) <u>同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報</u>（本庁組織が管理しているものに限る。）の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理</p>							
	ア 特に重要なもの	○					
	イ 重要なもの		○				
ウ 軽易なもの			○				
<p>(9) <u>同条例第36条又は第42条の規定による提案の審査等</u>（本庁組織が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報ファイルに係るものに限る。）</p>							
	ア・イ 略						
略							

別表第3（第10条、第11条、第14条関係）

一般の事務に関する事務処理権限

事項	事務処理権限の区分
----	-----------

種類	内容	専	委
		決	任
		権	決
		者	裁
			権
		所	所
		長	長
		等	等
略			
四 個人 情報の 保護に 関する 法律及 び鳥取 県個人 情報保 護条例 に関する 事務	1 <u>同法及び同条例に規定する事務のうち次に掲げるもの</u>		
	(1) <u>同法第75条第1項の規定による個人情報ファイル簿並びに同条例第8条の規定による条例個人情報ファイル簿の作成及び公表（教育局等が管理している個人情報ファイルに係るものに限る。）</u>	○	
	(2) <u>同法第82条の規定による保有個人情報（教育局等が管理しているものに限る。）の開示請求に対する決定、同法第83条第2項の規定による期間の延長の決定及び同法第84条の規定による期限の特例の適用の決定</u>	○	
	(3) <u>同法第85条第1項及び第96条第1項の規定による事案の移送の決定（教育局等が管理している保有個人情報に係るものに限る。）</u>	○	
	(4) <u>同法第93条の規定による保有個人情報（教育局等</u>	○	

種類	内容	専	委
		決	任
		権	決
		者	裁
			権
		所	所
		長	長
		等	等
略			
四 鳥取 県個人 情報保 護条例 に関する 事務	1 <u>同条例に規定する事務のうち次に掲げるもの</u>		
	(1) <u>同条例第5条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消（教育局等が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報に係るものに限る。）</u>	○	
	(2) <u>同条例第6条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表（教育局等が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報ファイルに係るものに限る。）</u>	○	
	(3) <u>同条例第14条の規定による個人情報（教育局等が管理しているものに限る。）の開示請求に対する決定、不存在通知及び期間の延長並びに第18条の2の規定による開示請求を拒否する決定</u>	○	
	(4) <u>同条例第18条の3第1項及び第24条の2第1項の規定による事案の移送の決定（教育局等が管理している個人情報に係るものに限る。）</u>	○	
	(5) <u>同条例第23条第1項及び第2項の規定による個人</u>	○	

	<p>が管理しているものに限る。)の訂正請求に対する決定、<u>同法第94条第2項の規定による期間の延長の決定及び同法第95条の規定による期限の特例の適用の決定</u></p>			<p><u>情報</u> (教育局等が管理しているものに限る。)の訂正請求に対する決定<u>及び期間</u>の延長</p>	
	<p>(5) <u>同法第101条の規定による保有個人情報</u> (教育局等が管理しているものに限る。)の利用停止請求に対する決定、<u>同法第102条第2項の規定による期間の延長の決定及び同法第103条の規定による期限の特例の適用の決定</u></p>	○		<p>(6) <u>同条例第24条の6第1項及び第2項の規定による個人情報</u> (教育局等が管理しているものに限る。)の利用停止請求に対する決定<u>及び期間</u>の延長</p>	○
	<p>(6) <u>同法第114条の規定による提案の審査等</u> (教育局等が管理している個人情報ファイルに係るものに限る。)</p>	○		<p>(7) <u>同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報</u> (教育局等が管理しているものに限る。)の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理</p>	○
略				<p>(8) <u>同条例第36条又は第42条の規定による提案の審査等</u> (教育局等が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報ファイルに係るものに限る。)</p>	○
				略	

附 則

この訓令は、令和5年5月 日から施行する。

鳥取県教育委員会訓令第 号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年5月 日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹